

第 149 回日商簿記 3 級 第 1 問 仕訳問題類題 問題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

現	金	普	通	預	金	当	座	預	金	受	取	手	形
売	掛	金	前	払	金	未	収	入	金	立	替	金	
仮	払	金	手	形	貸	付	金	備		品	支	払	手
買	掛	金	前	受	金	手	形	借	入	金	貸	倒	引
備	品	減	価	償	却	累	計	額			売		上
仕		入	発	送	費	広	告	宣	伝	費	減	価	償
支	払	手	数	料	貸	倒	損	失	支	払	利	息	固
													定
													資
													産
													売
													却
													益
													費
													損

1. 東野商店に ¥ 1,000,000 を貸し付け、同額の約束手形を受け取り、利息 ¥ 10,000 を差し引いた残額を当店の当座預金口座から東野商店の普通預金口座に振り込んだ。
2. 恩田商店に商品 ¥ 880,000 を売り上げ、代金として当店振り出しの約束手形を受け取った。なお、商品の発送費(当店負担) ¥ 5,000 を現金で支払った。
3. 得意先田口商店の倒産により、同店に対する前期販売分の売掛金 ¥ 100,000 と、当期販売分の売掛金 ¥ 50,000 が貸し倒れとなった。なお、貸倒引当金の残高は ¥ 120,000 である。
4. 広告宣伝費 ¥ 50,000 を、手元にあった郵便為替証書で支払った。
5. 不要になった備品(取得原価: ¥ 500,000、減価償却累計額: ¥ 400,000、記帳方法: 間接法)を当期首に ¥ 120,000 で売却し、代金の半分は現金で受け取り、もう半分は月末に受け取ることとした。

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	手形貸付金	1,000,000	当座預金 受取利息	990,000 10,000
2	支払手形 発送費	880,000 5,000	売上 現金	880,000 5,000
3	貸倒引当金 貸倒損失	100,000 50,000	売掛金	150,000
4	広告宣伝費	50,000	現金	50,000
5	備品減価償却累計額 現金 未収入金	400,000 60,000 60,000	備品 固定資産売却益	500,000 20,000

・解説

1. 手形貸付金に関する問題です。

本問は、問題文の「**同額の約束手形を受け取り**」から、貸し付けにあたって借用証書の代わりに約束手形を受け取ったことが分かります。

このような場合は、通常の貸付金と区別するために**手形貸付金**で処理します。仕訳の考え方や処理方法は貸付金と同じです。

- ・借用証書による貸し付け：貸付金で処理
- ・約束手形による貸し付け：手形貸付金で処理

なお、利息に関しては「貸付時に受け取る場合」と「回収時に受け取る場合」の2パターンがありますが、問題文の「**利息 ¥ 10,000 を差し引いた残額を**」から貸付時に受け取るパターンと判断して、受取利息 10,000 円を計上します。

手形貸付金に関する問題は、**第 136 回**の問 4 でも出題されているのであわせてご確認ください。

2. 売上取引に関する問題です。

本問は【商品売買に関する仕訳】【諸掛りに関する仕訳】の2つに分けて考えましょう。

■商品売買に関する仕訳

売上代金として当店振り出しの約束手形を受け取っているため、受取手形の増加ではなく支払手形の減少として処理します。

- ・当店振り出しの約束手形を受け取った場合：手形代金を支払う義務が消滅 → **支払手形の減少**
- ・他店振り出しの約束手形を受け取った場合：手形代金を受け取る権利が発生 → **受取手形の増加**

★解答①・商品売買に関する仕訳

(借) 支払手形 880,000 / (貸) 売 上 880,000

■諸掛りに関する仕訳

本問のように当店負担の諸掛りを支払った場合は、発送費などで費用処理します。なお、以下の4パターンの処理は簿記3級でよく問われるので、完ぺきに押さえておきましょう。

・仕入時の諸掛り

当店負担：仕入原価に含めて処理

仕入先負担：立替金で処理 or 買掛金から差し引いて処理

・売上時の諸掛り

当店負担：発送費などで費用処理

得意先負担：立替金で処理 or 売掛金に含めて処理

★解答②・諸掛りに関する仕訳

(借) 発送費 50,000 / (貸) 現 金 50,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

3. 債権の貸倒れに関する問題です。

債権の貸倒れは債権の発生時期によって処理が異なるので、まずはいつ発生したのかを確認しましょう。

■前期以前に発生した債権が貸倒れた場合

前期以前に発生した債権は、前期末の決算を通過しているので貸倒引当金が設定されています。よって、この債権が貸倒れた場合は、まず貸倒引当金を取り崩し、それでも足りない場合は貸倒損失で処理します。

本問は、問題文に「前期販売分の売掛金 ￥100,000」「貸倒引当金の残高は ￥120,000 である」とあるので、貸倒引当金を取り崩して貸し倒れた売掛金 100,000 円を処理します。

★解答①・前期以前に発生した債権が貸倒れた場合の仕訳

(借) 貸倒引当金 100,000 / (貸) 売 掛 金 100,000

■当期中に発生した債権が貸倒れた場合

当期中に発生した債権は、前期末の決算を通過していないので貸倒引当金が設定されていません。よって、この債権が貸倒れた場合は、全額を貸倒損失で処理します。

本問は、問題文に「当期販売分の売掛金 ￥50,000 が貸し倒れとなった」とあるので、貸し倒れた売掛金 50,000 円を貸倒損失で処理します。

★解答②・当期に発生した債権が貸倒れた場合の仕訳

(借) 貸倒損失 50,000 / (貸) 売 掛 金 50,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

債権の貸倒れに関する問題は、第 101 回の問 2や第 109 回の問 1、第 116 回の問 4、第 120 回の問 5、第 128 回の問 2、第 139 回の問 5、第 144 回の問 4、第 146 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 広告宣伝費に関する問題です。

郵便為替証券は通貨代用証券の一種ですが、通貨代用証券は**帳簿上では現金として取り扱う**ので、代金を郵便為替証券で支払った場合は**現金の減少**として処理します。

以下の 5 つの通貨代用証券は、簿記 3 級でよく問われます。きちんと押さえておきましょう。

■通貨代用証券（帳簿上は現金で処理）

- ・郵便為替証券
- ・期限到来済みの公社債利札
- ・他人振出小切手
- ・配当金領収書
- ・送金小切手

広告宣伝費に関する問題は、現時点では本問のみです。

5. 固定資産の売却・未収入金に関する問題です。

固定資産は期首に売却する場合と、期中（または期末）に売却する場合とで処理が異なるので、まず問題がどちらに該当するのか確認しましょう。

■期首に固定資産を売却する場合

当期の減価償却費はゼロなので、取得原価から期首備品減価償却累計額を差し引いて売却時の帳簿価額を計算し、さらに売却価額との差額で売却損益を計算します。

$$\text{売却時の帳簿価額} = \text{取得原価} - \text{期首備品減価償却累計額}$$

■期中（または期末）に固定資産を売却する場合

当期の減価償却の処理に関する指示が入るので、それに従って当期の減価償却費を（月割で）計算します。そのうえで、取得原価から期首備品減価償却累計額&当期の減価償却費を差し引いて売却時の帳簿価額を計算し、さらに売却価額との差額で売却損益を計算します。

$$\text{売却時の帳簿価額} = \text{取得原価} - \text{期首備品減価償却累計額} - \text{当期の減価償却費}$$

■本問はどちら？

問題文の「**当期首に** ¥ 120,000 で売却」から**期首に売却**したことが分かるので、まずは取得原価から減価償却累計額を差し引いて売却時の帳簿価額を計算します。

$$\text{取得原価 } 500,000 \text{ 円} - \text{期首備品減価償却累計額 } 400,000 \text{ 円} = \text{売却時の帳簿価額 } 100,000 \text{ 円}$$

次に、売却時の帳簿価額と売却価額との差額で売却損益を計算しますが、売却価額の半分（60,000 円）は商品売買以外の取引で発生した債権なので、売掛金ではなく未収入金で処理します。

- ・売却時の帳簿価額＝100,000 円
- ・売却価額＝120,000 円
- ・差額＝20,000 円（帳簿価額＜売却価額…売却益）

★解答仕訳

(借) 備品減価償却累計額	400,000	/	(貸) 備	品	500,000
(借) 現	金	60,000	/	(貸) 固定資産売却益	20,000
(借) 未	収	入	金		60,000

固定資産の売却に関する問題は、第 102 回の問 2や第 105 回の問 2、第 108 回の問 1、第 115 回の問 4、第 119 回の問 5、第 120 回の問 3、第 122 回の問 5、第 132 回の問 2、第 134 回の問 1、第 135 回の問 3、第 136 回の問 2、第 137 回の問 3、第 138 回の問 2、第 142 回の問 1、第 146 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。